

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～「絵を見ていきませんか？」と誘われて～

〈相談内容〉

1ヶ月前、店頭で「絵を見ていきませんか？」と声をかけられ、気軽な気持ちで店内に入ったところ、1つ1つの絵について説明があり、「好きな絵はどれ？」と言われて選んだら、「お目が高い！」と購入を勧められた。「高額なので買えない」と断ったが、「あなただけ特別に80万円を70万円にするから」と何度も勧められた。「帰らせてほしい」と言っても帰らせてもらえず、4時間も勧誘され続け、その場から逃げ出したくて、購入の契約をしてしまった。クレジットの返済が困難なので解約したい。

〈アドバイス〉

この業者は、店舗での契約であっても任意にクーリング・オフ制度を設けていましたが、相談を受け付けた時点では、すでにクーリング・オフ期間は過ぎていました。クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、この相談者のように「帰りたい」と意思表示をしているにもかかわらず、帰してもらえず、その結果契約した場合などは、消費者契約法により、契約の取消しを主張することができます。

相談者に、長時間勧誘の行為があったこと、「帰りたい」と言ったのに帰してもらえなかったことなど契約に至る経緯と取消しの意思を書面にして、販売会社とクレジット会社に送付するよう助言しました。センターも斡旋し、業者と交渉しましたが、相談者の申し立てと販売店の意見に食い違いがあり、相談者が一部違約金を支払うことで合意解約となりました。



被害にあわないためには、不要なものは毅然と断ることが大切です。強引な勧誘により、自分の意思がハッキリしないまま契約してしまった場合は、できるだけ早く相談しましょう。

情報ファイル

～住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意！～

消防法の改正により来年6月1日から新築住宅への火災警報器の設置が義務付けられますが、これに便乗した悪質な訪問販売業者が横行することが予想されます。

既存の住宅については、各市町の条例で適用される日が定められることになっています。火災警報器は、ホームセンター等で購入できる予定で、容易に取り付けが可能です。設置を依頼する場合は、事前に見積りを取り、工事内容をよく確認するようにしましょう。

「住宅用火災警報器の設置が義務化されたので、すぐに設置しなければならない」などと訪問し、契約を急がせる業者には注意が必要です。不当に高額な料金を販売したり、消防署など公的機関の関係者を装う場合も考えられます。消防署の職員が火災警報器を訪問販売することはありませんので十分ご注意ください。

もし、訪問販売で火災警報器を契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ制度により、無条件で契約を解除することができます。



消費生活相談状況(7月)

7月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,096件ありました。

増改築、屋根、衛生設備などの工事に係る不具合、不当請求などの工事サービスの相談が、増えています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	753
2	商品一般	560
3	融資サービス	474
4	レンタル・リース	146
5	工事サービス	122

～お知らせ～

消費者のつどい2005

- 日時 平成17年11月22日(火) 13:00～15:30
 会場 広島県立総合体育館 大会議室(広島市中区基町4-1)
 内容 ○消費者団体による活動報告
 ○落語で学ぼう! 悪質商法の手口
 「遠い親戚より近くの業者」(訪問販売)
 「元気に手をあげたら…」(催眠商法)
 落語: 秋風亭てい朝さん
 定員 一般参加100人(申込順), 消費者団体会員100人
 入場料 無料
 主催 広島県・広島県消費者団体連絡協議会
 申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2730)

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
11月11日(金) 13:30～15:00	神辺町 在宅介護支援センター	民生委員	生活センター職員
11月15日(火) 15:30～16:20	三原市 三原東高等学校	生徒3年生	生活センター職員
11月17日(木) 10:30～11:30	海田町 東公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 天道 茂代
11月30日(水) 9:00～10:30	広島市 商工会議所	専門学校生	元広島県立生活センター消費生活相談員 立花 清治
11月30日(水) 10:00～11:00	広島市 商工会議所	専門学校生	消費生活専門相談員 大石 眉美